



令和7年7月31日

経済産業大臣
武藤 容治 殿

女川原子力発電所における
使用済燃料対策の推進を求める要請書

宮城県知事 村井 嘉浩

女川町長 須田 善明

石巻市長 齋藤 正美

東北電力株式会社（以下、「東北電力」という。）女川原子力発電所２号機は、平成７年に営業運転を開始し、東日本大震災後、約１３年に及ぶ新規制基準対応に伴う運転停止期間を経て、昨年１１月に再稼働した。

発電に伴い発生する使用済燃料は、現在、使用済燃料プールに１，３３５体が保管されている状況であり、このまま運転を続けると再稼働からおよそ４年程度で管理容量の上限に達することから、東北電力は使用済燃料を再処理工場へ搬出するまでの間、一時的に貯蔵するための施設として、新たに使用済燃料乾式貯蔵施設を建設するとしており、令和６年２月に東北電力から宮城県、女川町及び石巻市（以下、「立地自治体」という。）に対して、「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定」に基づき、使用済燃料乾式貯蔵施設の設置に係る事前協議の申し入れがあった。

立地自治体では、本施設の安全性の確認に加え、「使用済燃料は六ヶ所再処理工場へ搬出する」という第７次エネルギー基本計画（令和７年２月閣議決定）の方針に則り、搬出する計画であることを確認し、令和７年７月２９日に東北電力に対し、使用済燃料を一時的に貯蔵するための施設であることを前提に、事前協議に対して了解する旨の回答を行った。

この回答は、第７次エネルギー基本計画のとおり、六ヶ所再処理工場への使用済燃料の搬出をはじめとする、使用済燃料対策を、国及び事業者が一体となって、必ず成し遂げることが大前提となっている。

以上のことから、東北電力女川原子力発電所における使用済燃料対策の推進に向けて、下記事項について、適切な対応を強く要請する。

- 1 東北電力女川原子力発電所に設置される使用済燃料乾式貯蔵施設に使用済燃料が長期にわたり、留め置かれることの無いよう、第７次エネルギー基本計画で示した「中間貯蔵施設等に貯蔵された使用済燃料は六ヶ所再処理工場へ搬出するという方針」に基づき、一刻も早い再処理工場の整備等に国及び事業者が一体となって取り組むこと。
- 2 東北電力女川原子力発電所における使用済燃料の敷地外への早期搬出に向けた取組について、東北電力に対し、責任を持って、厳格に指導すること。
- 3 東北電力女川原子力発電所に設置される使用済燃料乾式貯蔵施設における使用済燃料の保管は、再処理工場へ搬出するまでの一時的な保管であることや、使用済燃料の敷地外早期搬出のための取組に係る進捗状況について、地域住民や国民にわかりやすく説明し、理解を得ること。